

2026 事務年度 金融行政方針

目次

はじめに	1
------------	---

1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する 2

（1）成長投資を支える金融機関・市場の機能強化	2
（2）地域金融力の強化	3
（3）家計の安定的な資産形成と資産運用サービスの高度化	4
（4）デジタル金融・金融インフラの高度化	5

2. 金融システムの安定や市場の公正性・透明性を確保する 7

（1）金融システムの安定確保に向けたモニタリングの高度化	7
（2）金融機関のガバナンスの確保・リスク管理の実効性向上	9
（3）金融犯罪や自然災害への対応と利用者のための環境整備	11
（4）資本市場の公正性・透明性の確保	13

3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる 15

（1）生成 AI の積極的な利活用と業務プロセスの改善	15
（2）職員の専門性と政策立案・実行能力の向上	16
（3）誰もが安心して働き続けられる環境の整備	17
（4）金融行政の目標の共通理解と組織改革の不断の見直し	17

はじめに

政府は、2026 年 7 月に「成長投資を促進するための金融戦略 ― 資産運用立国のアップグレード ―」（以下、金融戦略）を策定した。金融戦略では、戦略分野等への成長投資を強力に促進し、日本企業の事業再構築・再編を支える資金の好循環を創出するため、金融機関・市場の機能発揮の促進、コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の成長投資の促進、国民が経済成長の成果を最大限享受できるようにするためのアセットオーナーの機能向上や資産運用サービスの高度化等、オンチェーンの決済手段の実装・普及に向けた環境整備や金融インフラへの投資の促進等の方向性を示している。金融庁としては、金融戦略に盛り込まれた施策の着実な具体化・実行に取り組む¹。

金融が成長投資への資金供給や国民の安定的な資産形成を支えるためには、金融システムの安定、金融機関の適切な業務運営、資本市場の公正性・透明性、そして利用者が安心して金融サービスを利用できる環境の確保が不可欠である。足もとでは、金利の上昇や企業の資金需要の増加等を背景に、金融機関の資金調達・運用等にも変化がみられている。こうした金融機関の行動変容が金融システムの安定や利用者保護に及ぼす影響を的確に把握するとともに、AI をはじめとするデジタル技術の進展、サイバーセキュリティリスク、金融犯罪の巧妙化等にも対応するため、業態横断及び業態別のモニタリングを継続する。

金融行政自身も不断に進化していく必要がある。政策立案やモニタリングにおいて、生成 AI 等のデジタル技術の活用を一層進める。将来にわたり質の高い金融行政を提供し続けるため、職員の専門性向上などの人材育成に取り組み、金融行政の目標について共通理解を深めながら組織の変革を進める。

¹2026 事務年度金融行政方針は、金融戦略（別添）との記載の重複を避けつつ、補完が必要な項目を中心に作成したものである。

／ 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

2026 年 7 月に策定された金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行に取り組む。企業の成長投資や事業再構築・再編を金融面から支えるとともに、国民が経済成長の成果を最大限享受できる環境を整備する。企業と資金提供者をつなぐ金融機関・市場の機能発揮を促す。

（１）成長投資を支える金融機関・市場の機能強化

中長期的な企業価値の向上には、企業の成長段階や事業の特性に応じた資金が円滑に供給されるとともに、企業と投資家との建設的な対話が行われることが重要である。我が国では、社債市場の発行体・投資家の裾野が十分に広がっていないことや、株式市場が資金調達に十分に活用されていないことなど、資金供給経路の多様化や市場の厚みに課題がある。今後拡大する資金需要に応え、官民連携による成長投資を促進するため、資金供給・成長支援機能強化に向けた取組を進めていく。

- 株式市場や社債市場の機能発揮に向けた更なる施策を検討・実施する。
 - 我が国資本市場について、企業と投資家との建設的な対話を一層促進する観点から、現状や諸外国の規制との差異を把握し、中長期的な企業価値向上に向けた資本市場の規制について検討するとともに、市場監視機能・執行力の強化について検討する。
 - 有価証券報告書について、投資家にとって有用な情報開示と企業の効率的な開示実務の両立を図る観点から、記載事項の整理や開示書類間の重複の解消に向けた検討を進める²。また、企業に対して人的資本開示の高度化を促す³とともに、人的資本に関するサステナビリティ開示の国際基準の策定に向け、国際的な意見発信を行っていく。
 - サステナビリティ情報の開示・保証やスタートアップへの資金供給の促進に係る改正金融商品取引法等⁴の施行に向けて、関連政府令・ガイドラインや保証基準等を整備するなど、円滑な制度の導入に努める。

² 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/disclosure_wg_index.html

³ 人的資本に関する情報開示の充実に当たっては、内閣官房・金融庁・経済産業省「人的資本可視化指針（改訂版）」別紙『戦略に焦点をあてた人的資本開示～投資家の期待に応えるための考え方の整理～』（2026 年 3 月 23 日公表）を活用する。
https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/20260323_2.pdf

⁴ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（2026 年 7 月 15 日成立）
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/index.html>

- スタートアップ企業等への成長資金の供給と個人投資家の選択肢の拡充を図るため、顧客保護に十分留意しつつ、プライベートアセット⁵への投資に特化した個人投資家向け投資信託の制度改正について、2026 年度中に一定の結論を得ることを目指し、関係団体と検討を進める。
- 社債の取引情報報告・発表システムの高度化・柔軟化等を進める。これにより、価格情報の公表対象銘柄の拡大、情報の追加、情報公表時間の前倒し等への対応を進める。
- 事業革新を通じて社会的課題の解決と企業価値向上の双方を目指す企業を金融面から支えるインパクト投資や、企業の脱炭素の取組を支援するトランジション・ファイナンスに関する取組を進める。
 - 官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム⁶」において、「インパクト指標集⁷」の充実、地域におけるインパクト投資等の事例集⁸の普及等⁹に取り組み、インパクト投資を推進する。
 - 「アジア GX コンソーシアム¹⁰」において、我が国のトランジション・ファイナンスに関する実務知見を踏まえ、金融機関による企業の移行計画の策定支援に資するガイドンス等を取りまとめる。

(2) 地域金融力の強化

人口減少・少子高齢化や地域経済の担い手不足が進む中、地域経済が持続的に発展するためには、成長投資や M&A・事業承継、事業再生等に取り組む地域企業に対し、資金供給に加え、経営改善や人材確保等に関する支援を行うことが重要である。地域金融機関が地域経済の「要」として、内外の多様な関係者と連携することを通じて、地域企業の価値向上と地域課題の解決に貢献できるよう、地域金融力の強化に取り組む¹¹。

- 地域企業の成長投資や M&A・事業承継、事業再生等に伴う多様なニーズに対応するため、地域金融機関による投資銀行サービスを含む支援能力の向上やメインバンク機能発揮を後

⁵ 投資対象としての PE ファンド・VC 等、金融商品取引所等で取引されていない資産の総称。

⁶ インパクトコンソーシアム <https://impact-consortium.fsa.go.jp/>

⁷ インパクト指標集 https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2026/06/wg01_02indicators.pdf

⁸ インパクトファイナンス事例集
https://impact-consortium.fsa.go.jp/wp-content/uploads/2026/07/wg03_02casestudies_r.pdf

⁹ その他、事業上の取組と社会的効果との関係を整理するロジックモデルの構築に資する実証事業などに取り組む。

¹⁰ 「アジア GX コンソーシアム」の設立について <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241002/20241002.html>

¹¹ 地域金融力強化プランについて <https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/20251219.html>

押しする。ローカル・ゼブラ企業¹²等、地域課題の解決に取り組む事業への資金供給を促進する「地域の資金循環検討会¹³」を開催する。

- 2026 年 5 月に導入された企業価値担保権制度¹⁴について、金融庁と現場の担当者との勉強会等を通じ、金融機関の組織的・継続的な取組を後押ししていく。あわせて、経営者保証に依存しない融資の促進に向け、金融機関に対するフォローアップ等を通じ、着実に取組を進めていく。
- 物価高や人手不足といった従来の経営課題への対応に加え、中東情勢や令和 8 年熊本地震をはじめとする災害等の影響により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する。金融機関に対して、事業者に寄り添ったきめ細かな資金繰り支援とともに、早期かつ主体的な経営改善・事業再生支援を促す。

（３）家計の安定的な資産形成と資産運用サービスの高度化

家計が自らのライフプランやリスク許容度に応じて金融商品・サービスを選択し、経済成長の成果を享受するためには、良質な金融商品・サービスの提供に加え、必要な知識と情報を得られる環境が重要である。資産運用サービスの高度化を進めるとともに、世代・地域ごとの状況を踏まえた金融経済教育等を通じ、家計の安定的な資産形成を後押しする。

- 資産運用サービスを提供する金融機関を横断的にモニタリングし、プロGRESSレポートとして結果を公表する。具体的には、人材育成や報酬の在り方の検討等を含む運用力向上や適切なプロダクトガバナンスの確立に向けた取組状況等についてモニタリングを行う。
- 金融戦略に盛り込まれた企業型 DC¹⁵・iDeCo¹⁶の充実に向け、運営管理機関（金融機関等）が加入者目線に立った制度改善を提案することや運営面での効率化・合理化の取組を進めることを促す。

¹² ビジネスの手法で地域課題の解決に取り組み、社会的インパクト（事業活動や投資によって生み出される社会的・環境的变化）を生み出しながら、収益を確保する企業。

¹³ 金融庁と中小企業庁が共同で開催し、社会的インパクトの価値を適切に評価すること等を通じて、資金提供者と資金調達者の相互理解の促進や両者の対話を円滑にするためのガイダンスの策定を行う。

¹⁴ 事業性融資の推進等に関する法律（2026 年 5 月施行）により、事業の実態や将来性に着目した融資を行う選択肢として創設された事業全体を担保とする制度。

¹⁵ 企業型確定拠出年金

¹⁶ 個人型確定拠出年金

- 金融リテラシーや金融経済教育を受ける機会に地域差がみられること¹⁷を踏まえ、金融経済教育推進機構（J-FLEC）において、地域の関係者¹⁸間の連携の実態を把握する。また、J-FLEC 及び関係省庁において、他地域での取組の紹介等を行い、こうした地域内の連携を後押しする。あわせて、各省庁、その地方部局及び地方公共団体に対し、J-FLEC の講師派遣やオンライン講座の活用を働きかけ、職域における金融経済教育の浸透を進める。

（４）デジタル金融・金融インフラの高度化

AI やブロックチェーン等の技術の進展により、金融取引の仕組みが変化中、ブロックチェーン技術を基盤とする「オンチェーン金融」の社会実装を促すとともに、既存の金融インフラとの適切な組合せを通じて、資金・証券決済等の金融インフラの高度化を進めることが重要である。利用者保護や金融システムの安定を確保しつつ、官民の関係者による実証と対話を通じて技術、制度及び監督上の課題を明らかにし、利便性と競争力の高い金融インフラの構築につなげる。

また、国内外の金融機関等において、AI エージェントも含め、AI の活用に向けた取組が進展している。AI は、業務効率化にとどまらず、利用者にとって付加価値の高いサービスの提供を支える存在として、金融業を抜本的に変革し得る。金融庁としては、そのリスクも踏まえながら、AIの浸透に応じた市場・金融機関の監督の在り方を検討しつつ、金融機関等におけるAIの健全な利活用の促進に向けた取組を更に強力に後押ししていく。

- 「AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム¹⁹」を立ち上げ、「オンチェーン金融」の社会実装に向けた検討を進めるとともに、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」と、「AI 等の健全な利活用の推進に関する研究会」において、技術、制度、監督等に関する論点を検討する。
- 「オンチェーン金融」の活用を含むクロスボーダー送金の高度化に関するアジアとの官民政策対話の枠組みの一環として、Japan Fintech Week²⁰の期間に合わせ、デジタル時代の新たな金融をテーマに「アジア・デー2027²¹」を開催する。

¹⁷ 「金融リテラシー調査 2025 年（金融経済教育推進機構）」によれば、「金融リテラシーの正答率」及び「金融経済教育を受けたと認識する人の割合」には地域差がある。 https://www.j-flec.go.jp/data/literacy_chosa_2025/

¹⁸ 都道府県の金融広報委員会、地方自治体、金融機関、商工団体等の関係者。

¹⁹ 金融戦略においては、「金融庁は、「AI 時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ」として、関係省庁等とともに、本分野の推進を加速するべく、横断的に検討を進める場としての「AI 時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」を 2026 年夏に立ち上げる。」としている。

²⁰ 2027 年 2 月～3 月開催。

²¹ 金融戦略においては、「オンチェーン金融の活用を含むクロスボーダー送金の高度化について、官民一体で日本とアジアの間の連携を深める観点から、アジアとの官民政策対話の枠組みを創設し、技術面・法令面等における課題及び取組事例の共有等を通じ、相互理解・連携を深める。」としている。

- 資産のトークン化の発展も見据え、証券決済の短縮化・高度化について、市場関係者と連携しながら検討を進める。
- 手形・小切手の全面的な電子化に向け、金融機関、事業者及び関係機関による取組を促し、安全かつ効率的な決済実務への移行を進める。
- AI ディスカッションペーパー²²の改訂等を通じ、金融機関等におけるAIの利活用に係る実務上の課題を整理し、業務効率化や金融サービス提供の高度化など、ビジネスモデルの変革を見据えた金融機関等の取組を着実に後押しする。

²² AI ディスカッションペーパー（第1.1版）の公表について（2026年3月3日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260303/aidp.html>

2. 金融システムの安定や市場の公正性・透明性を確保する

金融システムの安定や金融機関の健全性、市場の公正性・透明性に対する信頼を確保することは、金融行政当局の重要な責務である。金融・経済環境の変化、金融サービスの多様化、デジタル化の進展等に伴い、金融機関を取り巻くリスクは複雑化し、業態や国境を越えて相互に関連している。また、不正事案、金融犯罪、サイバー攻撃等への対応を強化し、利用者が安心して金融サービスを利用できる環境を確保する必要がある。こうした認識の下、業態横断的なリスクの把握・分析を深めるとともに、特に対応を強化すべき課題に重点を置いた実効的なモニタリングを行う。

また、金融庁は、金融行政上の新たな課題²³にきめ細かく対応できる環境を整えるため、この夏に組織再編を行った。新たな組織では、従来の監督局から「資産運用・保険監督局」と「銀行・証券監督局」の二局体制となったが、総括審議官から名称変更となる監督総括審議官²⁴は、引き続き専門的横断テーマを所掌し、監督総括審議官傘下の横断モニタリング担当課室は、資産運用・保険監督局と銀行・証券監督局の両局と緊密に連携して、金融機関のリスクを機能的にモニタリングしていく。

金融機関に求められるリスク管理態勢は年々複雑化しており、業態別または横断的モニタリングのいずれかのみでは不十分であり、両面からモニタリングすることが不可欠である。こうした多面的な観点からみた金融機関ごとのリスクプロファイルに基づき、対応すべき課題に優先順位を付けたうえで実効性のある監督・検査を引き続き実施していく²⁵。加えて、当局による情報発信を行うに当たっても、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、可能な限り、情報提供、注意喚起、要請といった位置付けを明確にする。

(1) 金融システムの安定確保に向けたモニタリングの高度化

我が国の金融システムは、総体として安定している。一方、金利の上昇や企業の資金需要の増加等、金融機関を取り巻く環境が変化中、金融機関の資金調達・運用等にも変化がみら

²³ 「資産運用立国」の取組の更なる発展、金融分野におけるデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化など。

²⁴ 2026年8月に新設。

²⁵ 監督・検査の手段はその目的に応じて様々であり、例えば、各種定例ヒアリング、個別金融機関のリスクプロファイルに着目した経営改善等に向けた対話、必要な業務改善の促進、法に基づく業務改善命令といったものがある。個々の監督・検査の目的に即して適切な手段を選択し、一貫性をもって講じることにより、監督・検査の実効性を高めていく。

れており²⁶、こうした金融機関の行動変容が、金融システムの安定に及ぼす影響を注視する。その際、個別の金融機関のリスクのみならず、個々のリスクの蓄積が金融システム全体に与える潜在的な影響についてもモニタリングする。

また、各国の金融システムが相互に関連する中、国際的な知見や分析も活用しながら現状を把握するとともに、世界の金融システムの安定に向けた国際的な議論やルール形成にも積極的に参画する²⁷。

- 監督総括審議官の下、個別金融機関に焦点を当てたミクロプルーデンスと金融システム全体を俯瞰するマクロプルーデンスの視点を連携させる。マクロ経済・金融市場の環境に関するデータを基に、例えば、ストレス時における市場の変化や近年の経済環境・金融市場の変化が金融機関の財務に与える影響を分析し、各金融機関の投融资やリスク管理の方針に対するモニタリングに活用する。複数の金融機関や業態に共通する動向や個々のリスクの蓄積が金融システム全体に与える潜在的な影響についてもモニタリングする。具体的には、以下の点を重点的にモニタリングする。
 - 金利環境の変化に伴う流動性・金利リスク：貸出金及び有価証券等の資産と、預金等の負債を総合的に管理する ALM²⁸の運営状況を確認する。金利環境の変化やそれに伴う金融機関の行動変容等が、預金の安定性や調達コスト、貸出収益等を含め、金融機関の収益、流動性・金利リスクに及ぼす影響をモニタリングする。
 - 不動産等の信用リスク：国内不動産業向け貸出、大口与信、海外ファンド向け融資、データセンター向け与信を含むプロジェクトファイナンス等について、投融资方針、案件審査、期中管理及び集中リスク管理の実効性を確認する。あわせて、集中度の高いセクターへのエクスポージャーなど、複数の金融機関に共通するエクスポージャーの状況を横断的にモニタリングする。
- 金融戦略において、成長投資を支える資金供給主体の多様化²⁹が企図されていることや、プライベートアセット市場の動向、ノンバンク金融仲介（NBFI³⁰）の拡大を踏まえ、これらのリスク特性の把握を含め、モニタリングの在り方等を検討する。

²⁶ 例えば、預金取扱金融機関では、預金商品の見直しによる預金獲得競争がみられていることに加え、特定セクターへの大口貸出や従前とは異なる条件を含む住宅ローン商品の組成がみられる。また、保険会社では、予定利率の引上げ等の商品戦略の見直しが進むとともに、資産運用の多様化や、資本効率の向上等を目的とした生命再保険の利用が進んでいる。

²⁷ 保険監督者国際機構（IAIS）の執行委員会議長及び証券監督者国際機構（IOSCO）の代表理事会副議長に、三好国際審議官が就任。

²⁸ Asset Liability Management

²⁹ 金融戦略においては、「成長投資を支える資金供給主体の多様化を図るため、貸金業の規制の見直しを図る。具体的には、金融システムの信用維持や借り手の保護を前提に、銀行等や政府系金融機関が企業の M&A や事業展開のために組成するシンジケートローンに、日本で銀行免許がない外国金融機関の参加を促すための制度や、大企業の M&A 等への資金供給を円滑に行うための制度を検討し、次期通常国会への法案提出を目指す。」としている。

³⁰ Non-Bank Financial Intermediation

- 中東情勢や諸外国の通商政策等の環境変化が、事業者の経営や金融市場を通じて金融システムに及ぼす影響を注視する。
- 気候変動に伴う経済・産業構造の変化や自然災害等に関連する気候関連リスクについて、金融機関の取組や課題の把握・モニタリングを行う。
- 日本銀行との共同データプラットフォーム³¹について、対象金融機関の拡大、データの品質向上・項目の見直し、データ基盤の増強及び運用効率化に向けた開発の検討を進める。アカデミアとの共同研究等も通じて利活用を拡大し、リスク分析及びモニタリングを高度化する³²。
- データ分析プロジェクト³³やデータ分析研修等を活用し、財務局と一体となってモニタリング上の分析能力を高める。財務局においても、地域間や金融機関間の比較等を通じてデータから課題を把握し、その分析結果を金融機関との対話やモニタリングに活用する。
- 金融システムや国際的に活動する金融グループについて、日本銀行や海外監督当局と平時から緊密な情報交換及び監督協力を行う。あわせて、国内・国際の課題を一体的に把握・分析したうえで、国内外で政策を立案・実行できる人材の育成にも取り組む。

（２）金融機関のガバナンスの確保・リスク管理の実効性向上

金融機関のビジネスモデルやリスクテイクが変化する中、経営戦略と整合的なガバナンスが確保され、リスク管理や内部監査が実効的に機能することが重要である。また、自然災害、サイバー攻撃、システム障害等が発生した場合にも、金融機関が重要な業務を継続し、速やかに復旧できる態勢を確保する必要がある。昨今の不正事案や経営上の問題が顕在化した事案も踏まえ、形式的な態勢整備にとどまらず、問題の早期把握と改善につながっているかを確認する。

- 金融機関における不正事案について、個人の行為に原因を帰することなく、経営陣の姿勢、組織文化、内部牽制等を含めて真因を分析する。重大・悪質な事案には厳正に対応するとともに、再発防止策が着実に実施され、実効的に機能しているかを継続的に確認する。
- 金融機関の内部監査部門に、自律的な検証・牽制機能の発揮を促す。問題事象を事後的に指摘するにとどまらず、業務やリスクの変化を的確に捉え、経営トップを含む経営陣の判

³¹ 共同データプラットフォーム <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250801/20250801.html>

³² 共同データプラットフォームで収集した銀行の貸出明細等を活用し、住宅ローンやスタートアップ企業等への融資等の分析に取り組み、「FSA Analytical Notes—金融庁分析事例集—」として公表している。
<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/fsaanalyticalnotes/index.html>

³³ 外部有識者への相談機会や庁内の優れた分析事例の表彰などを通じて、データ分析に対する職員の関心を高め、庁内でのデータ分析に関する知見の共有と蓄積を推進する取組。 https://www.fsa.go.jp/access/r8/275/275_04.pdf

断や被監査部門の業務改善に資する気づき・助言を提供できるよう、内部監査機能の高度化を促す。その際、これまでの対話やモニタリングの蓄積に加え、「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会³⁴」における内部監査の水準感や経営陣に求められる姿勢に関する議論も踏まえる。あわせて、地域金融機関については、業務効率化・負担軽減の観点から、内部監査の共同化に向けた検討を進める。

- 金融機関によるクラウドサービスその他のサードパーティへの依存が高まっている。こうした中、委託先における障害等が金融システム全体に及ぼす影響にも留意しつつ、金融機関の重要な業務の継続性を確保する観点から、サードパーティリスクの管理の向上に向けた取組を行う。あわせて、オペレーショナル・レジリエンスの強化に関する国際的な議論に積極的に参画する。
- AI 技術の進展によるサイバー脅威の高まりを踏まえ、経営陣の関与の下、多層防御やインシデント発生時の備えを含め基本的なサイバーセキュリティ対策が迅速かつ着実に進むよう、モニタリングに加え、業態横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）³⁵やCSSA³⁶等の公助の取組、金融 ISAC³⁷等を通じた知見の共有等の共助の取組を強化していく。また、量子コンピュータの実用化を見据え、金融機関における耐量子計算機暗号への円滑な移行を促す。
- こうした業態横断的な取組に加え、金融機関等のビジネスモデルやリスク特性、事業環境の変化等を踏まえ、以下の点に重点を置いて監督・検査等を行う。
 - 事業戦略に応じたガバナンスの確保・リスク管理の実効性向上：大手銀行・証券グループについては、オフショアリング拠点の活用を含むグローバルな事業展開や生成 AI の活用等を踏まえ、必要に応じてオンサイトも活用しつつ、グループ全体のガバナンスの確保・リスク管理態勢の実効性を検証する³⁸。大手保険グループについては、海外保険事業の買収等による事業拡大を踏まえ、グループベースでのガバナンスの確保・リスク管理の実効性を確認する。通信・流通等を母体として金融事業を展開するグループについては、金融事業の位置付けやリスクに関する母体事業者の十分な認識

³⁴ 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」 <https://www.fsa.go.jp/singi/naibukansa/index.html>

³⁵ 「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）」について（2025 年 10 月 14 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251014/deltawall2025.html>

³⁶ Cyber Security Self-Assessment：サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票（日本銀行及び金融情報システムセンターと共同で開発）に基づく自己評価の実施を求め、日本銀行と共同で自己評価の結果を分析し、他の金融機関対比での自組織の位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元し、各組織及び業界全体のサイバーセキュリティの強化を促す取組。

³⁷ 金融 ISAC は、日本の金融機関によるサイバーセキュリティに関する情報の共有及び分析を行い、金融機関の安全性の向上を推進することにより、利用者の安心・安全を継続的に確保することを目的としている一般社団法人。

³⁸ 大手銀行グループについては、本社による各事業部門のリスクの適時かつ横断的な把握、三線管理及び取締役会による監督の実効性を水平的に確認する。大手証券グループについては、経営陣へのヒアリング等を通じてリスク認識を把握し、ビジネスモデルや事業戦略に見合った態勢の整備状況を確認する。

を得つつ、金利上昇局面での預金調達及び ALM・流動性等のリスク管理、ガバナンスの確保等について、金融機関への実効的な監督を行う。資産運用会社については、拡大・多様化するビジネスを支える適切な業務運営体制や受託者責任を適切に果たすためのガバナンスの確保に向けた取組を確認する。

- 健全性及び内部管理態勢の確保：地域金融機関³⁹については、人口減少・高齢化や金利環境の変化の中で、地域に求められる役割を持続的に発揮できるよう、ALM の運営状況を含め、その持続可能性を引き続き検証するとともに、与信先の突発破綻事象も踏まえた与信管理や内部牽制等の実効性を確認する⁴⁰。特に、協同組織金融機関については、ガバナンス、法令等遵守及び内部管理の実効性のほか、有価証券運用の状況等を確認する。これらの検証に当たっては、金融庁と財務局との連携を強化し、事案に応じて立入検査や情報受付窓口を活用するなど、深度ある検証を進める。
- 適切な業務運営と取引環境の整備：生命保険会社における不適切な金銭の取扱い事案に対して、必要に応じ立入検査を含めた行政対応を厳格に行う。生命保険会社・損害保険会社による改正保険業法⁴¹の施行への対応状況等を確認する。保険会社と保険代理店との関係については、両者の理解・協力に基づく継続的な対話の充実を促すことにより、保険代理店の規模・業務特性に応じた顧客本位の業務運営の確立と徹底を図る。暗号資産交換業者等については、安全な取引環境を整備する観点から、モニタリングや無登録業者への対応に取り組むとともに、改正金融商品取引法⁴²の施行に向けた監督指針等の整備や自主規制機関の機能強化を進める⁴³。

（３）金融犯罪や自然災害への対応と利用者のための環境整備

金融サービスの高度化・多様化や通信・デジタル等の非金融分野との近接が進む中、金融犯罪の手口も高度化・巧妙化し、利用者保護上の課題も複雑化している。こうした課題に対応するとともに、金融が国民生活や事業活動を支える社会インフラであることを踏まえ、令和８年熊本地震等の自然災害に係る被災者の生活・事業の再建の支援を含め、多様な利用者が安全か

³⁹ 中小地域金融機関については、業態別モニタリング担当課室が横断的モニタリング担当課室と緊密に連携して、個別の金融機関ごとに対応すべき事項に優先順位を付けて効果的なモニタリングを行う。

⁴⁰ 貸出先の実態把握、与信判断及び融資実行後の管理等が適切に行われているかを検証するとともに、経営陣による関与、審査・期中管理及び内部牽制が実効的に機能しているかを確認する。

⁴¹ 保険業法の一部を改正する法律（２０２５年５月３０日成立）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/index.html>

⁴² 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（２０２６年７月１５日成立）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/index.html>

⁴³ 業界全体のサイバーセキュリティの強化並びに取扱暗号資産の審査及び不正取引監視の実効性向上等に向け、自主規制機関の機能強化を促す。

つ円滑に金融サービスを利用できる環境を整える。

- 金融犯罪の高度化・巧妙化に対応するため、警察庁や消費者行政を担う関係省庁や民間事業者等と連携し、被害の発生・拡大防止や実効的な救済等に向けた取組を進める。
 - 特殊詐欺等による被害を防止するため、政府の総合対策等⁴⁴も踏まえ、官民一体となった取組を進める。不正利用口座に係る預金取扱金融機関間の情報共有、口座の不正利用の早期検知・迅速な凍結や、デビットカードの不正利用の実態把握、利用者への広報・啓発等について、警察庁をはじめとする関係省庁や民間事業者との連携を強化する。官民一体となった取組を進めるとともに、被害者の実効的な救済に向けた制度の在り方について検討する。
 - 詐欺等の被害金の交付に暗号資産が用いられるなど、金融犯罪の手口が巧妙化していることを踏まえ、2026 年 8 月、暗号資産交換業者に対し、対策の強化を要請した⁴⁵。引き続き、暗号資産交換業者において要請に沿った対策が講じられているかを確認する。加えて、利用者が新規口座開設直後に暗号資産をアンホステッド・ウォレットへ移転できないよう一定の熟慮期間を設ける等の措置について制度的対応を滞りなく進めるなど、被害の拡大防止に取り組む。
 - インターネット取引サービスへの不正アクセス・不正取引について、手口の高度化・巧妙化を踏まえ、利用者認証、不正検知、取引モニタリング、顧客への連絡及び被害発生後の対応等に係る金融機関の態勢を確認する。
 - FATF⁴⁶第 5 次対日相互審査が間近に迫っていることも踏まえ、関係省庁・業界団体と連携し、マネー・ローンダリング対策に係る金融機関の態勢の高度化を一層促していく。
- 誰もが安全かつ円滑に金融サービスを利用できる環境を整える。
 - 金利が上昇する中で預金獲得競争が激しくなっており、従前にはなかった預金商品が提供されているほか、住宅ローンにおいても、例えば、従前よりも償還期間が著しく長い商品などが販売されている。こうした中で、預金者が預金の商品性などについて正しく理解できるような販売が行われているか、住宅ローン利用者の収入見込みなど

⁴⁴ 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>

「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」（2026 年 7 月 28 日犯罪対策閣僚会議決定）

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/hanzai/kettei/260728/kinkyutaisaku_honbun.pdf

⁴⁵ 暗号資産を用いた詐欺被害等防止に向けた対策の一層の強化について

<https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260806/20260806.html>

⁴⁶ 金融活動作業部会。Financial Action Task Force の略称。 https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/fatf_menu.html

に照らして適切なローンが組まれているか等について、利用者保護の観点から注意深くモニタリングを行う。

- 平時より、金融機関における災害対応態勢の整備を促すとともに、災害発生時には、被災者の状況に応じた柔軟かつ適切な金融上の対応を促す。令和8年熊本地震等の被災者に対し、生活・なりわいの再建を支援する。このために、住宅ローン等の債務を抱えた被災者に向けては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン⁴⁷⁾」の周知及び活用支援を行う。また、被災事業者の資金繰りや既往債務への対応について、地域金融機関が地域経済活性化支援機構（REVIC）等とも連携の上、被災事業者の支援に万全を期すよう促す。
- 高齢者や障がい者、外国人等、様々な課題やニーズを抱える顧客が、安全で利便性の高い金融サービスにアクセスできるよう、金融機関等に対し、利用者に寄り添った対応を促す⁴⁸⁾。

（４）資本市場の公正性・透明性の確保

資本市場が企業の成長投資・資金調達を支え、家計の資産形成を支える場として機能するためには、投資家が信頼できる情報に基づいて投資判断を行える環境を確保することが重要である。市場監視、法執行及び監査法人に対するモニタリングを通じ、不公正な取引や不適切な開示に厳正に対応し、資本市場の信頼性を高める。

- 証券取引等監視委員会においては、デジタル技術の高度化やグローバル化の進展など、変化の著しい市場に対する的確・適切な監視業務を進める中で、潜脱的な大量保有・買付、SNS を利用した無登録金融商品取引業を行う行為、非定型・新類型の違反行為等への対処についても、厳正な調査・検査を実施する。あわせて、暗号資産取引も金融商品取引法の規制対象とする等の見直しがなされたところ、法執行⁴⁹⁾のための所要の準備を着実に進める。

⁴⁷⁾ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて <https://www.dgl.or.jp/guideline/>

⁴⁸⁾ 例えば、次のような取組が考えられる。

（高齢者）認知判断能力が低下した顧客が、親族などの第三者の支援により預貯金を引き出す場合における対応、後見制度支援預貯金や支援信託の活用。

（障がい者）障がい者に配慮した施設等の整備や代筆・代読、電話リレーサービスへの対応。

（外国人）口座開設手続きの円滑化に向けた、金融機関と地方自治体が連携した口座開設支援ネットワーク等の活用。

⁴⁹⁾ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（2026年7月15日成立）において、暗号資産に係る不公正取引規制や情報公表規制及びそれらの違反に対する課徴金制度が導入されたほか、証券取引等監視委員会の犯則調査権限の対象に無登録業を加えることや、証券取引等監視委員会の申立てにより無登録暗号資産交換業者等について裁判所が緊急差止め令を行えるようにすることも措置された。 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/221/index.html>

- 公認会計士・監査審査会においては、監査法人に対するモニタリングについて、監査法人の規模に応じて、その業務の状況やリスクに着目し、オンサイトとオフサイト⁵⁰をより連動させた対応を図る。また、企業が開示する財務書類の個別の監査において、監査法人及び公認会計士による虚偽証明等の疑義がある場合にはその検証も行う。
- 日本に事務局を置く監査監督機関国際フォーラム（IFIAR⁵¹）の活動を支援し、各国当局との連携とグローバルな監査品質の向上に貢献するとともに、本邦市場の国際化につなげる。

⁵⁰ オフサイトのモニタリングは、日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果の審査や金融庁関係部局、会計監査に関係する業界団体等からの情報収集・分析等による監査事務所のリスクの把握、報告徴収による検査の改善状況のフォローアップなど、オンサイト（検査）以外のモニタリング活動全般を指す。

⁵¹ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）について ～我が国に本部を置く初の金融関係国際機関～
<https://www.fsa.go.jp/ifiar/20161207-1.html>

3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる

金融を取り巻く環境や行政課題が急速に変化する中においても、我が国の金融の機能発揮の更なる向上を目指すため、金融庁には、変化の先を見通し、新たな課題に機動的に対応するとともに、施策を着実に実行していくことが求められている。5年後、10年後、20年後も質の高い金融行政を提供し、国民からの期待に応え続けるため、組織と職員がともに成長し、自らを変革し続ける金融庁を目指す。また、金融行政全体の執行力を高める観点から、財務局等と引き続き緊密に連携していく。

(1) 生成 AI の積極的な利活用と業務プロセスの改善

生成 AI を含むデジタル技術がこれまでにないペースで進展することが見込まれる中、より付加価値の高い金融行政を実現すべく、国際的議論や海外当局の事例も参考にしつつ、以下の取組を通じて、生成 AI の利活用を進めるとともに、業務プロセスの改善を着実に実施する。

更に、これらの取組を踏まえながら、人材育成・資源配分の見直しも含め仕事への取り組み方を抜本的に変容させる金融行政の AI トランスフォーメーション (AX) を進めていく。

こうした取組については、今般、チーフ AI オフィサーに着任した金融庁長官の下に「金融庁 AI トランスフォーメーション会議」を設置し、同会議が統括し全庁的に推進していく。

- 金融庁の過去の政策検討過程や内外の様々な政策提言に係る文書等を活用した政策立案から日常的な事務処理まで幅広い業務への AI の利用を通じ、業務プロセスの改善を推進する。
- 金融機関や金融サービス利用者等から取得した大量の文書やデータを迅速に処理できる AI・デジタル技術を、モニタリング等において活用する。こうした分析結果を用いて、金融機関の業務の適切性に係る課題や、財務の健全性上のリスクなどを把握する。また、財務局との連携を通じ、地域金融機関のモニタリング等にも活かしていく。
- 市場監視の業務プロセス全体の中で、デジタルフォレンジックをはじめとする、AI・デジタル技術の活用を進めていく。これらの技術により効率化が期待できる領域を洗い出し、その活用に向けた人材育成や資源配分の最適化についても検討する。

(2) 職員の専門性と政策立案・実行能力の向上

金融機関の業務や金融市場が高度化・複雑化し、業務における AI 活用が前提となる中、金融行政の質を絶えず向上させていく。

- 高度な専門性と幅広い視野・見識を備えた職員を継続的に育成する観点から、人事基本方針⁵²に定める目指すべき組織の在り方や、幹部を含む職員に必要とされる能力・資質について検討する。その際、金融庁 20 年委員会に専門分野ごとの人材育成担当者から構成されるワーキンググループを設置し、検査官の人材育成に関する取組とも連携しつつ、職員の状況に合ったきめ細かな育成支援の在り方を検討する。
- 検査官の人材育成に関するプロジェクトチームを設け、金融機関のガバナンスや主要なリスク管理態勢等について、モニタリング上の実践的な着眼点（研修資料）を取りまとめる。こうした着眼点を活用した研修や実務経験の付与を含む検査官育成プログラム及びそれに沿った人事を確保・定着させるために必要な内部体制について検討する。これらを通じて、検査官及びモニタリング人材の体系的・中期的な育成を行うとともに、検査の質的向上に関する検証・分析のための体制整備を進める。
- 金融行政における外部の専門的知見の活用、研究者とのネットワーク形成及び調査・分析能力の向上を図るため、共同研究や職員向け研修等を通じて、アカデミアとの連携⁵³を強化する。
- マネジメントを担う幹部職員には、庁内だけでなく様々な事業者や金融機関の従業員、他省庁・海外当局等の関係機関の職員との間で信頼関係を構築し、金融庁だけでは解決が難しい課題に協力して粘り強く取り組む政策立案・実行能力が求められる。このため、各職階に応じた、マネジメント研修の充実や多面的なフィードバックを活用した計画的な育成を通じ、リーダーシップ及び組織運営能力の向上を図る。

⁵² 当面の人事基本方針（2022 年 3 月 28 日） <https://www.fsa.go.jp/common/about/jinji.pdf>

⁵³ 国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結（2023 年 5 月 31 日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230531/20230531.html>

国立大学法人一橋大学と連携・協力に関する基本協定を締結（2025 年 11 月 27 日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251127/20251127.html>

(3) 誰もが安心して働き続けられる環境の整備

- テレワークやフレックスタイム、サテライトオフィスの積極的な活用など、子育て・介護と仕事の両立等に資するライフステージに応じた支援や、オフィス改革等を通じ、職員一人ひとりが柔軟かつ効率的・持続的に働くことができるより良い職場環境の整備について、金融庁 20 年委員会が中心となり庁内全体で不断に取組を進める。

(4) 金融行政の目標の共通理解と組織改革の不断の見直し

金融行政の進化には、その目標について職員の共通理解が前提となる。職員一人ひとりが、金融行政の目標と自らの業務とのつながりを理解し、同じ方向を向いて業務に取り組むことにより、金融庁は国民へより一層貢献することができる。また、これらの取組を不断に見直し、自ら変革し続ける金融庁を実現する。

- 組織改革の基盤として、スローガン⁵⁴の普及浸透を通じて金融行政の目標⁵⁵について職員の共通理解を深め、職員一人ひとりが、自らの業務が国民経済や利用者の利益にどのように結び付いているかを意識しながら、主体的に業務に取り組める環境を整える。
- 組織改革の実効性を検証するため、職員満足度調査や 360 度評価等を活用して職場環境やマネジメントの状況を継続的に把握し、その結果を人材育成、組織運営及び職場環境の改善に反映することにより、組織改革の PDCA サイクルを強化する。

⁵⁴ 金融行政のスローガン「金融の信頼を守り、明日への挑戦を拓く。」
<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/slogan.html>

⁵⁵ 金融庁は、金融を取り巻く環境が急激に変化する中であっても、(1)金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、(2)利用者保護/利用者利便、(3)市場の公正性・透明性/市場の活力のそれぞれを両立させることを通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大を目指すことを目標とし、金融行政に取り組んでいる。
<https://www.fsa.go.jp/common/about/fsainfo.html>

